報道発表

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和８年１１月６日

令和８年度日本語教員試験出願状況についてお知らせします

この度、文部科学省が実施する「令和８年度日本語教員試験」の出願者数等を取りまとめましたので、以下のとおり公表します（出願期間は令和８年７月１３日（月）～令和８年８月２１日（金））。

令和８年度試験の出願者は２０，９１８人となっています。

試験は、１１月８日（日）に全国８地域１６会場で実施します。

１．経緯・目的

「日本語教員試験」は、「登録日本語教員」になるために必要となる資格試験です。

文部科学省では、昨年度から「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和５年法律第 41 号）に基づき、登録日本語教員になるために必要な資格試験である「日本語教員試験」を実施しており、今年度は１１月８日（日）に実施します。

「登録日本語教員」になれば、国家資格により日本語教師に求められる必要な知識、技能、実践的な技術を修得していることを示すことができ、「認定日本語教育機関」で働くことが可能となります。

２．出願状況

（１）概要

令和８年度出願者数	２０，９１８人
（令和７年度出願者数	１８，３１３人）

（２）出願状況概要　　別紙のとおり

３．参考

試験結果の通知は、１２月１８日（金）を予定しています。

＜担当＞　総合教育政策局日本語教育課
nihongo-shiken@mext.go.jp

別紙

令和８年度日本語教員試験　出願状況概要

【表１】会場別出願状況

地域（会場設置都道府県）	出願者数（人）（A）	（参考）令和７年度出願者数（人）（B）	増減（A）－（B）
北海道（北海道）	427	323	104
東　北（宮城県）	442	398	44
関　東（東京都・神奈川県）	9,775	8,138	1,637
中　部（愛知県）	1,885	1,460	425
近　畿（大阪府）	3,909	3,087	822
中四国（岡山県）	1,012	792	220
九　州（福岡県）	1,489	1,097	392
沖　縄（沖縄県）	201	166	35
試験をすべて免除される者（注）	1,778	2,852	▲1,074
計	20,918	18,313	2,605

（注）　「試験をすべて免除される者」とは、下の【表２】の区分において、「Ｅ－１ルート」及び「Ｅ－２ルート」に該当し、基礎試験・応用試験のすべてが免除される者である。

【表２】資格取得ルート別出願状況（注1）

区　分		出願者数（人）（A）	（参考）令和７年度出願者数（人）（B）	増減（A）－（B）
試　験　ル　ー　ト		4,575	3,917	658
養　成　機　関　ル　ー　ト		6,556	2,465	4,091
経過措置（注2）	Ｃルート（現職者に限らず必須の50項目に対応した課程修了者）	6,129	6,938	▲809
	Ｄ－１ルート（現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者①）	1,088	1,278	▲190
	Ｄ－２ルート（現職者のうち必須の50項目対応前の課程修了者②）	491	592	▲101
	Ｅ－１ルート（現職者のうち民間試験に合格した者①）	376	625	▲249
	Ｅ－２ルート（現職者のうち民間試験に合格した者②）	1,402	2,227	▲825
	Ｆルート（上記以外の現職者）	301	271	30
計		20,918	18,313	2,605

（注1）（注2）　「資格取得ルート」と「経過措置」の詳細については参考資料を参照。

（参考資料）

登録日本語教員の資格取得ルート

文部科学省

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了する方※
・大学等（26単位～）
・専門学校等（420単位時間～）

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
（養成課程と一体的に実施）

登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関で課程を修了する方※
・大学等（25単位～）
・専門学校等（375単位時間～）

基礎試験 免除

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修
@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間

文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1　平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者

(C)
現職者※1に限らず必須の50項目に対応した課程修了者

必須の50項目（※3に掲載されたもの。）を実施していることが確認できた現行告示基準教員要件に該当する養成課程等（※5）を修了し、学士以上の学位を有する者

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

(D-1)
現職者※1のうち必須の50項目対応前の課程修了者①

左記の養成課程等以外で、5区分の教育内容（※4に掲載されたもの。）を実施していることが確認できた現行告示基準教員要件に該当する養成課程等（※5）を修了し、学士以上の学位を有する者

講習Ⅱ
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

(D-2)
現職者※1のうち必須の50項目対応前の課程修了者②

左記2つに該当しないもの、現行告示基準教員要件に該当する養成課程等を修了し、学士以上の学位を有する者

講習Ⅰ
講習修了認定試験

講習Ⅱ
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験

実践研修 免除

(E-1)
現職者※1のうち民間試験に合格した者①

昭和62年4月1日～平成15年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）に合格した者

講習Ⅰ
講習修了認定試験

講習Ⅱ
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除（※6）

実践研修 免除

(E-2)
現職者※1のうち民間試験に合格した者②

平成15年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）に合格した者

講習Ⅱ
講習修了認定試験

基礎試験 免除

応用試験 免除（※6）

実践研修 免除

(F)
左記以外の現職者※1

基礎試験

応用試験

実践研修 免除

登録日本語教員

※2　経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3　日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会　※4　日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5　（C）及び（D-1）の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を令和6年7月31日にHPで公開。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94091201_01.pdf

※6　基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。